

電子式線量計等測定業務仕様書

令和7年2月

福島県

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「発注者」という。）が発注する「電子式線量計等測定業務（以下「本業務」という。）」について適用する。

2 目的

本業務は、空間積算線量測定に係る電子式線量計の配置・回収及び読み取り業務を行うものである。

3 委託業務の範囲

本委託業務における受託者（以下「受注者」という。）の業務範囲は、「17 業務内容」のとおりとする。

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月27日まで

5 履行場所

福島県環境創造センター環境放射線センター（南相馬市原町区萱浜字巣掛場 45 番地 169）及び別紙「令和7年度空間積算線量測定地点一覧」に記載する地点

6 提出書類

受注者は以下の書類を提出するものとする。

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| (1) 委託業務着手届 | 契約締結後又は変更後7日以内 |
| (2) 管理技術者選任届 | 契約締結後又は変更後7日以内
(経歴書及び連絡先を含む) |
| (3) 技術者選任届 | 契約締結後又は変更後7日以内
(経歴書及び連絡先を含む) |
| (4) 技術補助員選任届 | 契約締結後又は変更後7日以内 |
| (5) 作業日報（写真等を含む） | 作業翌日の午前9時まで |
| (6) 作業完了報告書 | 発注者が四半期ごとの作業完了を確認後14日以内 |
| (7) 委託業務完了届 | 履行期限内 |

7 管理技術者、技術者及び技術補助員

- (1) 受注者は本業務に際して管理技術者、技術者、技術補助員を定め、管理技術者選任届、技術者選任届、技術補助員選任届により発注者に報告する。変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 管理技術者は、本業務の履行に必要な知識、経験を有する者（電子式線量計管理シス

テムによる指示値読み取り及び増量値算出の実務経験を有する者)であり、本業務の内容を熟知し、本仕様書「17 業務内容」に掲げる業務を行うとともに各業務が適切に遂行されるように、技術者、技術補助員に対して作業の監督を行うものである。

- (3) 技術者は、本業務の履行に必要な知識、経験を有する者(電子式線量計管理システムによる指示値読み取り及び増量値算出の実務経験を有する者)であり、本仕様書「17 業務内容」に掲げる業務を行うものである。
- (4) 技術補助員は、管理技術者及び技術者の指示により本仕様書「17 業務内容」に掲げる(1)イ(ア)、(2)イ(ア)、(3)イ(ア)の業務を行うものである。

8 守秘義務

受注者は、発注者の書面による承諾を得ない限り、いかなる場合においても本業務の履行中に知り得た業務に関する事項及び付随付随する事項を第三者に漏らしてはならない。

9 事故等の防止

- (1) 受注者は善良な管理者の注意をもって、本業務を履行しなければならない。
- (2) 受注者は、その責任において、福島県環境創造センター環境放射線センターの施設や使用機器をき損することがないように、また、放射能汚染を及ぼすことがないように万全の注意を払うこと。
- (3) 空間積算線量測定地点に立ち入り、線量計の配置・回収の作業を実施する際は、当該地点の財産の全部又は一部をき損することのないよう万全の注意を払うこと。
- (4) 空間積算線量測定地点に立ち入り、線量計の配置・回収の作業を実施する際は、当該地点の所有者、管理者、利用者に対して万全の注意を払うこと。

10 損害の賠償

受注者は、業務中又は業務中以外であっても、発注者又はその他第三者に対して損害を与えた場合は、その賠償の全責任を負うものとする。

ただし、発注者の責任又は天災その他不可抗力により発生したものは除く。

11 関係法令等の遵守

- (1) 受注者は、特許権、実用新案又は著作権等、第三者の権利の対象となっているものの利用に際しては、受注者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (2) 本業務においては、本仕様書によるほか、定めがある場合はその法令及び規則によること。

12 目的外使用の禁止

受注者はこの契約の内容を他の目的に使用してはならない。

13 疑義の解釈

受注者は、本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書及び契約書の解釈において疑義が生じた場合は、発注者と協議し決定すること。

14 線量計の配置・回収に要する車両及びその費用

- (1) 車両は、すべて受注者において準備する。
- (2) 車両の使用に係る経費は、すべて受注者の負担とする。

15 作業時間

本業務の作業時間は、原則として発注者の勤務時間である平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

やむを得ずこれ以外の時間帯に実施する必要がある場合は、事前に発注者の了解を得るものとする。

16 その他

- (1) 仕様の軽微な変更については、発注者と受注者が協議したうえで決定する。なお、本仕様書に明示していない事項であっても、本業務の履行のための作業又は技術上当然と認められるものについては、受注者の負担で行うこと。
- (2) 受注者においてその他不明な点が生じた場合については、発注者と協議のうえ、本業務を遂行するものとする。

17 業務内容

別紙「電子式線量計による測定マニュアル」に基づいた作業を履行期間中に 4 回実施すること。また、(1)に掲げる業務は 1 回、(2)に掲げる業務は 3 回の計 4 回を想定すること。

(1) 積算線量計設置回収業務（4 月を想定）

作業対象とする電子式線量計及び積算温度計の数は以下に掲げるア～ウのとおりとする。ただし、作業過程において使用に適さないと判断された電子式線量計については、作業対象から除外して同数を予備から充てることとする。

ア 1 日目

(ア) 電子式線量計等の測定値の設置前動作確認、パッケージング

電子式線量計（1 地点につき 1 個）：モニタリング用 69 地点、運搬時被ばく量測定用 1 地点相当分

積算温度計（1 地点につき 1 個）：67 地点

(イ) 実施場所：福島県環境創造センター環境放射線センター

イ 2日目

(ア) 電子式線量計の回収・配置等

測定地点に設置してある線量計収納箱内の電子式線量計の回収・配置作業、積算温度計の回収・配置を行う。

なお、北西部ブロックを担当する班は運搬時被ばく量測定用線量計を携行する。

(イ) 実施場所：別紙「令和7年度空間積算線量測定地点一覧」に記載する地点。

ただし「32 大野(大熊)」「35 長者原」「65 鉛箱」「66 RPLD計測室」「67 線源保管庫(南相馬)」「68 東電大野」「69 東電MP-1」を除く。

ウ 3日目

(ア) 電子式線量計の指示値読み取り

モニタリング用 69 地点×1 個=69 個、運搬時被ばく量測定用 1 個 計 70 個

(イ) 積算温度計のデータ読み取り、とりまとめ

モニタリング用 67 地点×1 個=67 個

(ウ) 実施場所：福島県環境創造センター環境放射線センター

(2) 電子式線量計測定業務(7月、10月、1月を想定)

作業対象とする電子式線量計及び積算温度計の数は以下に掲げるア～ウのとおりとする。ただし、作業過程において使用に適さないと判断された電子式線量計については、作業対象から除外して同数を予備から充てることとする。

ア 1日目

(ア) 積算温度計のパッケージング

積算温度計(1地点につき1個):67地点

(イ) 実施場所：福島県環境創造センター環境放射線センター

イ 2日目

(ア) 電子式線量計の読み取り等

測定地点に設置してある線量計収納箱内の電子式線量計の測定値を読み取り、積算温度計の回収・配置を行う。

(イ) 実施場所：別紙「令和7年度空間積算線量測定地点一覧」に記載する地点。

ただし「32 大野(大熊)」「35 長者原」「65 鉛箱」「66 RPLD計測室」「67 線源保管庫(南相馬)」「68 東電大野」「69 東電MP-1」を除く。

ウ 3日目

(ア) 電子式線量計の指示値とりまとめ

モニタリング用 69 地点×1 個=69 個、運搬時被ばく量測定用 1 個 計 70 個

(イ) 積算温度計のデータ読み取り、とりまとめ

モニタリング用 67 地点×1 個=67 個

(ウ) 実施場所：福島県環境創造センター環境放射線センター

(3) 空間積算線量測定地点

別紙「令和7年度空間積算線量測定地点一覧」のとおり。

(4) 実施時期

別紙「電子式線量計による測定マニュアル」に基づいた作業は、4月、7月、10月及び1月の発注者の指定する日に実施するものとする。

(5) 使用する機器類等

ア 使用機器

分類	品名及び型式	メーカー
パソコン	VersaPro	NEC
	FLORA270W	(株)日立製作所
積算温度計	おんどとり Jr.TR-51A	(株)ティアンドデイ
	おんどとり Jr.TR-51i	(株)ティアンドデイ
電子式線量計	D-シャトル	(株)千代田テクノル
	D-シャトル用表示器	(株)千代田テクノル
サーベイメータ	シンチレーションサーベイメータ TCS-171	(株)日立製作所
	シンチレーションサーベイメータ TCS-171B	(株)日立製作所
	シンチレーションサーベイメータ TCS-172B	(株)日立製作所
	GMサーベイメータ TGS-136	(株)日立製作所
ハサミ	—	—

イ 受注者の責めに帰すべき事由により福島県環境放射線センターの施設、使用機器等に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告するとともに、受注者の責任において速やかに原状に回復させるものとする。

ウ 使用機器以外で発注者が準備するもの

(ア) 乾電池（サーベイメータ用、積算温度計用）

(イ) 測量ポール

(ウ) タッパー（電子式線量計用）

エ 上記ウ以外の消耗品、管理技術者、技術者、技術補助員の個人線量管理用線量計、デジタルカメラ、本業務に必要な衣類等についてはすべて受注者において準備すること。

(6) 配置・回収に係る班編成及び順路の選定

別紙「令和7年度空間積算線量測定地点一覧」のとおり、各地点を北部、北西部、西部、南部、中北部、中南部の6ブロックに振り分け、各ブロックをそれぞれ1つの班が担当し、配置・回収を実施することとする。なお、1つの班は1人以上の管理技術者又

は技術者を含む複数人で編成するものとする。

配置・回収作業の順路、作業に必要となる記録表は、発注者と受注者が協議のうえ、これを決定することとする。また、地点の割り振り、作業順路、作業記録表等を変更する必要が生じた場合には、発注者と受注者にて協議のうえ、これを実施することとする。

18 実施上の注意

- (1) 本業務にあたる管理技術者、技術者及び技術補助員の安全管理については、放射線防護対策を含め受注者が行うものとし、安全具の装着、安全教育を行うなど、作業安全に万全を期するものとする。
- (2) 帰還困難区域内での業務にあたっては、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（厚生労働省制定）」に準じてこれを実施するものとし、管理技術者、技術者及び技術補助員の被ばく管理記録を業務完了報告書と併せ発注者に提出すること。